

# 経 済 要 録

## 国 内

### ◇ユーロ円債に係る利子源泉徴収課税撤廃について

大蔵省は1月7日、ユーロ円債に係る利子源泉徴収課税の撤廃についての報告書を日米円ドル委員会宛提出した。その主たる内容は以下のとおり。

- ① 非居住者が取得する居住者発行のユーロ円債の利子源泉徴収課税(20%)は撤廃する。
- ② 発行後、日本国内に還流して居住者が取得する場合には源泉課税の対象となる。

### ◇市場金利連動型預金(MMC)について

大蔵省は1月16日、市場金利連動型預金(MMC)の概要を以下のとおりとりまとめ、金融制度調査会に報告した。

- ▼性 格……定期預金
- ▼取扱い金融機関……全金融機関
- ▼預 入 期 間……1か月以上6か月以下
- ▼最小預入金額……5千万円
- ▼金 利……上限金利(当面CD平均金利マイナス0.75%)の範囲内で自由に設定
- ▼譲 渡 性……なし
- ▼中 途 解 約……原則として預入後1か月は不可
- ▼預 入 限 度……自己資本の一定割合

### ◇国債整理基金特別会計法の一部改正案について

政府は1月25日、国債借換の円滑化および新電々・専売株式収入等の国債償還財源への充當を図るため、「国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。その内容は以下のとおり。

#### (1) 国債借換の円滑化

現行特会法につき、①年度内に発行・償還される借換債の発行(歳入外債)、および②借換債の年度越え前倒し発行(予算上の限度の範囲内)を可能とするよう改

正。後者の限度は、特別会計予算総則(1/25日国会提出)において1兆円と設定。

#### (2) 新電電・専売株式収入等の国債償還財源充當

日本電信電話株式会社および日本たばこ産業株式会社の株式のうち、売却可能なそれぞれ2/3、1/2の株式は、国債の元金償還資金の充実に資するため、一般会計より無償で国債整理基金特会に所属替え。

その売却収入金および配当金は、国債の償還発行に関する費途、株式管理等事務費に使用。

なお、残りの株式については産業投資特別会計の資本の充実に資するため、一般会計より同特会に無償で所属替え(1/25日、産投特会法の一部改正案を国会提出)。

### ◇長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、1月28日より実施した(1月26日発表)。

#### 長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.4	7.6

### ◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

- (1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、2月6日以降募集分から実施した(1月26日発表)。

#### 貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年ものもの	6.52	6.72

- (2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配

当率を次のとおり引下げ、2月6日以降受託分から実施した(1月26日発表)。

#### 合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

		変更後	変更前
契約期間	5年以上のもの	6.38	6.58

#### ◇金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫、および商工組合中央金庫は、金融債の発行条件を次のとおり改定し、2月債から実施した(1月26日発表)。

#### 利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	6.5	6.7
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.500	6.700
3年もの	表面利率(%)	6.3	6.5
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.300	6.500

#### 割引金融債の発行条件

		変更後	変更前
割引金融債	応募者利回(%)	5.932	6.134
	割引率(%)	5.58	5.76
	発行価格(円)	94.40	94.22

#### ◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、1月28日から実施した。

#### 政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行	7.4	7.6
北海道東北開発公庫	"	"
中小企業金融公庫	"	"
国民金融公庫	"	"
環境衛生金融公庫	"	"
公営企業金融公庫	"	"
商工組合中央金庫 (組合貸)		
1年以上3年以内	7.4	7.6
3年超7年以内	7.7	7.9
(構成員貸)		
1年以上3年以内	7.7	7.9
3年超7年以内	8.0	8.2

#### ◇「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」等について

大蔵省は、1月30日、衆参両院予算委員会に対し、「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」、「財政の中期展望(昭和59~63年度)」、「中期的な財政事情の仮定計算例」および「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」を提出した。

#### 1. 「財政改革を進めるに当たっての基本的考え方」

これは、「1980年代経済社会の展望と指針」(58年8月閣議決定)の中で示された65年度までに特例公債依存体質からの脱却と公債依存度の引下げに努めるという財政改革の努力目標を達成するための中期的な財政運営の在り方について、基本的考え方を示したものであり、その骨子は、次のとおり。

- (1) 現在の財政構造は依然として極めて厳しい状況にあり、このような状況下で財政改革を着実に進めていくため、歳出・歳入両面で最大限の努力を傾けること。
- (2) 歳出面においては、行財政の守備範囲の見直し等により歳出項目全般にわたる節減合理化にさらに積極的に取り組むことにより、引き続き全体としての規模の抑制を図ること。

(3) また、国と地方を通ずる財政改革を進めるため、地方公共団体においても、国と同一の基調により歳出を極力抑制するよう要請すること。

(4) 歳入面においては、必要な公共支出の確保は、国民の負担により裏付けられるべきであるとの基本的認識の下に、公平、適正な租税負担の在り方について幅広い角度から検討を行うこと。

(5) 国民負担率の水準の中長期的な方向については、ヨーロッパ諸国の水準よりはかなり低い水準にとどめるよう努めること。

(6) 国債の円滑な償還・借換えのため、短期の借換債の発行等ができるよう所要の制度改革を行うとともに、国債の償還財源の充実に資するため、日本電信電話株式会社等の株式のうち売却可能な分について国債整理基金特別会計に帰属させること。

特例公債の償還方法については、当面、四条公債と同様の方法によることとし、今後の財政事情の中で、できるだけ早期償還に努めること。

(7) 国民総生産に対する公債残高の比率を、極力低くとどめるよう努めること。

## 2. 「財政の中期展望」

これは中期的な視点に立った財政運営を進めていく上での手掛りとして、上記「基本的考え方」の背景となる中期的な財政事情の展望を示したものであり、その内容は次のとおり。

## 財政の中期展望(昭和59年度～昭和63年度)

(単位：億円、%)

		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度
歳	1. 国債費	( 11.7) 91,551	( 11.7) 102,241	( 26.5) 129,300	( 6.7) 138,000	( 5.4) 145,500
	2. 地方交付税	( 21.5) 88,864	( 9.0) 96,901	( 6.6) 103,300	( 7.8) 111,400	( 7.8) 120,100
	3. 一般歳出	(Δ 0.1) 325,857	(Δ 0.0) 325,854	( 6.4) 346,600	( 4.1) 360,700	( 3.8) 374,300
				( 8.0) 351,800	( 5.6) 371,500	( 5.3) 391,100
	経常部門	( 1.1) 246,549	( 1.2) 249,313	( 7.9) 269,100	( 5.0) 282,500	( 4.5) 295,300
				( 9.5) 273,100	( 6.6) 291,000	( 6.0) 308,600
投資部門	(Δ 3.7) 79,308	(Δ 3.7) 76,341	( 1.5) 77,500	( 0.9) 78,200	( 1.0) 79,000	
			( 3.1) 78,700	( 2.3) 80,500	( 2.5) 82,500	
計	( 0.5) 506,272	( 3.7) 524,996	( 10.3) 579,200	( 5.3) 610,100	( 4.9) 639,900	
			( 11.3) 584,400	( 6.2) 620,900	( 5.8) 656,700	

歳入	1. 税収	( 7.1) 345,960	( 11.4) 385,500	( 7.1) 412,900	( 7.2) 442,400	( 7.2) 474,000
	2. 税外・その他収入	(Δ 29.0) 33,512	(Δ 32.3) 22,696	4.4 23,700	6.5 25,300	6.5 26,900
	3. 公債金収入	126,800	116,800	105,300	93,800	82,300
	四条公債	62,250	59,500	59,500	59,500	59,500
計	( 0.5) 506,272	( 3.7) 524,996	( 3.2) 541,900	( 3.6) 561,500	( 3.9) 583,200	

要調整額 (歳出－歳入)	—	—	37,300	48,600	56,700
	—	—	[42,500]	[59,400]	[73,500]
	経常部門	—	—	36,100	46,800
投資部門	—	—	1,200	1,800	2,200
			[ 2,400]	[ 4,100]	[ 5,700]

(注) ( )内は、新規施策等に充てるための予備枠を考慮した場合の額である。  
(前提) 国債費……61年度以降定率繰入実施  
地方交付税……国税三税の32%相当額(名目成長率6.5%×弾性値1.2)  
税収……名目成長率6.5%×弾性値1.1  
特例公債……61年度以降毎年度11,500億円ずつ均等に減額

## 3. 「中期的な財政事情の仮定計算例」

これは中期的な財政運営を考えていくに当たっての参考として、一定の仮定の下に60年度予算の計数を踏ま

え、等率、等差等の機械的手法により65年度までの財政収支の状況を試みに計算したものであり、その内容は次のとおり。

## 中期的な財政事情の仮定計算例の要約

(単位：億円、%)

		59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	64年度	65年度	
歳	1. 国債費	( 11.7) 91,551	( 11.7) 102,240	( 26.5) 129,300	( 6.7) 138,000	( 5.4) 145,500	( 4.6) 152,200	( 2.6) 156,200	
	2. 地方交付税	( 21.5) 88,864	( 9.0) 96,901	( 6.6) 103,300	( 7.8) 111,400	( 7.8) 120,100	( 7.8) 129,400	( 7.8) 139,500	
	3. 一般歳出	5%			( 5.0) 342,100	( 5.0) 359,300	( 5.0) 377,200	( 5.0) 396,100	( 5.0) 415,900
		3%	(△ 0.1) 325,857	(△ 0.0) 325,854	( 3.0) 335,600	( 3.0) 345,700	( 3.0) 356,100	( 3.0) 366,800	( 3.0) 377,800
0%				( 0.0) 325,900	( 0.0) 325,900	( 0.0) 325,900	( 0.0) 325,900	( 0.0) 325,900	
出	計	5%		( 9.5) 574,700	( 5.9) 608,700	( 5.6) 642,800	( 5.4) 677,700	( 5.0) 711,600	
		3%	( 0.5) 506,272	( 3.7) 524,996	( 8.2) 568,200	( 4.7) 595,100	( 4.5) 621,700	( 4.3) 648,400	( 3.9) 673,500
		0%			( 6.4) 558,500	( 3.0) 575,300	( 2.8) 591,500	( 2.7) 607,500	( 2.3) 621,600

歳入	1. 税収	( 7.1) 345,960	( 11.4) 385,500	( 7.1) 412,900	( 7.2) 442,400	( 7.2) 474,000	( 7.2) 507,900	( 7.2) 544,200	
	2. 税外その他収入	(△ 29.0) 33,512	(△ 32.3) 22,696	( 4.4) 23,700	( 6.5) 25,300	( 6.5) 26,900	( 6.5) 28,700	( 6.5) 30,500	
	3. 公債金収入	特例公債	126,800	116,800	105,300	93,800	82,300	70,800	59,500
		四条公債	64,550	57,300	45,800	34,300	22,800	11,300	0
	計	( 0.5) 506,272	( 3.7) 524,996	( 3.2) 541,900	( 3.6) 561,500	( 3.9) 583,200	( 4.1) 607,400	( 4.4) 634,200	

要調整額 (歳出-歳入)	5%			32,800	47,200	59,600	70,300	77,400
	3%			26,300	33,600	38,500	41,000	39,300
	0%			16,600	13,800	8,300	100	△12,600

(参考1)

(単位：兆円)

総公債発行額(含借換債)	180,400	206,400	210,400	230,900	218,000	233,700	223,400
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(参考2)

公債残高(年度末)	122.2	132.9	142.3	150.1	156.7	161.9	165.9
-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(前提) 国債費……61年度以降定率繰入実施  
 地方交付税……国税三税の32%相当額(名目成長率6.5%×弾性値1.2)  
 税収……名目成長率6.5%×弾性値1.1  
 特例公債……61年度以降毎年度11,500億円ずつ均等に減額

#### 4. 「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」

これは上記「財政の中期展望」と同様に61年度以降の定率繰入れ再開、特例公債の毎年度1兆1,500億円減額

(四条公債は横ばい)等を前提に60～73年度間における国債整理基金の資金残高を試算したものであり、その内容は次のとおり。

#### 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算

(単位：億円)

年 度	要 償 還 額			借換債 収 入 ①	定 率 繰 入(含 差 額 繰 入) ②	予 算 繰 入 剰 余 金 繰 入 ③	運 用 益 等 ④	財 源 計 ①～④	余 裕 金 残 高	年 度 末 国 債 残 高	うち 特 例 公 債 残 高	利 払 費
	四 条 公 債 等	特 例 公 債	計									
60	79,800	22,800	102,600	89,600	0	0	1,100	90,700	9,900	1,329,000	590,000	95,500
61	85,100	35,900	121,000	105,100	20,800	0	700	126,600	15,500	1,423,000	632,000	101,000
62	112,200	46,000	158,200	137,100	22,700	0	900	160,700	18,000	1,501,000	661,000	107,000
63	122,900	34,000	156,900	135,700	24,500	0	1,100	161,300	22,400	1,567,000	679,000	113,000
64	121,900	65,400	187,300	162,900	26,000	0	1,300	190,200	25,300	1,619,000	682,000	118,000
65	115,200	74,200	189,400	163,900	27,300	0	1,500	192,700	28,600	1,659,000	671,000	121,000
66	122,700	62,900	185,500	161,900	28,400	0	1,800	192,200	35,300	1,700,000	661,000	122,000
67	139,900	74,400	214,300	185,100	29,400	0	2,100	216,600	37,600	1,737,000	650,000	124,000
68	141,900	71,300	213,200	184,800	30,300	0	2,300	217,400	41,700	1,775,000	639,000	126,000
69	159,300	69,100	228,400	197,500	31,200	0	2,500	231,100	44,400	1,810,000	629,000	128,000
70	175,200	77,300	252,400	217,800	32,000	0	2,500	252,300	44,300	1,842,000	617,000	131,000
71	177,000	77,400	254,400	218,000	32,800	0	2,500	253,400	43,300	1,873,000	604,000	133,000
72	220,400	74,300	294,600	252,100	33,600	0	2,300	288,000	36,700	1,898,000	592,000	135,000
73	229,500	52,500	282,000	240,500	34,300	0	2,000	276,800	31,500	1,924,000	583,000	136,000

(計算の前提等)

1. 財政の中期展望(昭和59年度～昭和63年度)を前提とする。
2. 計算を行うに当たり、次の仮定を置いた。
  - (1) 64年度以降の新規財源債発行額は、特例公債については63年度発行額から毎年度11,500億円ずつ減額した額、四条公債については63年度発行額と同額と仮定する。
  - (2) 運用利回りは5.9%とする。
  - (3) 剰余金の発生は、見込まない。また、国債の期限前償還等は考慮しない。
  - (4) 国債整理基金特別会計に帰属することとなる日本電信電話株式会社および日本たばこ産業株式会社の株式の売却収入等

- は考慮しない。
- (5) 計算の対象は、定率繰入および発行差減額繰入対象国債としている。
  - (6) 利払費には、国債利息等(交付税特別会計から一般会計に振替整理した借入金に伴う利払費を除く。)のほか、国債事務取扱費を含む。
3. 特例公債には、特例公債の借換債を含む。
  4. 計算の前提の変化等により、上記の各計数は異動するものである。

#### ◆住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行は、住宅ローン金利(変動金利型)を2月12日以降新規貸付分から次のとおり引下げた(1月30日発表)。

#### 住 宅 ロ ー ン 金 利

(単位：年%)

	変更後	変更前
(変 動 金 利 型) 都 銀 ・ 地 銀、信 託	7.4	7.6